

参議院環境委員会における附帯決議に係る情報

原子力規制委員会委員長及び委員の選定にあたり、参議院環境委員会における原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議二. において、

「(前略)国会の同意を得るに当っては、国会に対して、人選の理由を十分に説明すること。この際、国会における審査に資するよう、原子力事業者等からの寄付等に関し、その所属する研究室に対するものも含め、直近三年間の情報を人事案と併せて提出すること。」

が求められている。

このため、原子力規制委員会委員長及び委員の候補者計5名に対して、自己申告に基づく調査を実施したところ、結果は以下のとおり。

- 平成21年4月以降、個人の研究に対して、原子力事業者等からの金銭の受領があった例
…委員長及び委員候補4名全員について該当なし。
- 平成21年4月以降、所属する講座又は研究室等において、原子力事業者等から奨学寄附金等の金銭の提供、委託事業又は請負事業の契約があった例

…委員長及び委員候補3名については該当なし。
…委員候補の更田豊志氏について、その所属する(独)日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)が更田氏を共同研究担当者として平成21年度に原子力事業者等と以下のような共同研究を実施。
 - (1) 原子燃料工業株式会社との間で「高燃焼度燃料被覆管の特異腐食及び水素吸収のメカニズムに関する研究」を実施。同社からJAEAに対して共同研究経費として90万円、廃棄物処理費用として57万8322円が支払われている。
 - (2) 三菱原子燃料株式会社との間で「欧州照射PWRウラン及びMOX燃料の事故時挙動研究」を、三菱重工業株式会社との間で「高燃焼度PWR・A型燃料の事故時挙動研究」を実施。研究に伴う金銭の受領はない。

「原子力規制委員会委員長及び委員の要件」 に係る情報

政府は、原子力規制委員会の委員長及び委員の候補者の選定に当って、以下の事項を法律上の欠格要件に加えて要件として追加したところ(平成24年7月3日「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」)。

このため、当該要件に係る情報を確認するために、委員長及び委員の候補者計5名に対して、自己申告に基づく調査を実施したところ、結果は以下のとおり。

○法律上の欠格要件に加えて欠格要件とする事項

- ① 就任前直近3年間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業者等であった者

→ 委員長及び委員候補4名全員について該当なし

- ② 就任前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、一定額(※)以上の報酬等を受領していた者(※「一定額」は50万円を想定)

→ 委員長及び委員候補4名全員について該当なし

○任命に際して情報公開を求める事項

- ① 個人の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、寄附者及び寄附金額(就任前直近3年間)

→ 委員長及び委員候補3名については該当なし

→ 委員候補の更田豊志氏について、その所属する(独)日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)が更田氏を共同研究担当者として平成21年度に原子力事業者等と以下のような共同研究を実施。

(1) 原子燃料工業株式会社との間で「高燃焼度燃料被覆管の特異腐食及び水素吸収のメカニズムに関する研究」を実施。同社からJAEAに対して共同研究経費として90万円、廃棄物処理費用として57万8322円が支払われている。

(2) 三菱原子燃料株式会社との間で「欧州照射PWRウラン及びMOX燃料の事故時挙動研究」を、三菱重工業株式会社との間で「高燃焼度PWR・A型燃料の事故時挙動研究」を実施。研究に伴う金銭の受領はない。

- ② 所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数(就任前直近3年間)

→ 委員長及び委員候補4名全員について該当なし